（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（衛星船位測定送信機による位置の報告義務等）

第二十四条の二　指定漁業者は、指定漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域に立ち入るときは、衛星船位測定送信機を当該許可に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

2　前項の指定漁業者の使用に係る船舶であつて同項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けたものの船長（次項において「船長」という。）は、前項の海域において操業し又は航行するときは、衛星船位測定送信機を常時作動させ、第二十条の二第一項第二号に掲げる情報について、海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する方法により農林水産大臣に報告しなければならない。

3　船長は、衛星船位測定送信機の故障により前項の報告ができなくなつたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

（母船式漁業の管理人）

第二十五条　母船式漁業の許可を受けた者（以下「母船式漁業者」という。）は、船団ごとに管理人一人を選任し、操業中その者を母船に乗船させなければならない。

2　前項の管理人は、その船団の行なう漁業につき、操業の指揮及び漁業に関する法令の遵守についての監督を行なうものとする。

3　母船式漁業者は、第一項の管理人を選任し、又は変更した場合には、すみやかに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（製造設備等の改造等の制限）

第二十六条　母船式漁業者は、母船の製造設備（母船式捕鯨業にあつては、鯨体処理設備を含む。）又は冷蔵設備を改造し、又は撤去する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

（母船式漁業の漁獲物等の輸送制限）

第二十七条　母船式漁業者は、当該母船式漁業の許可に係る母船及び独航船等以外の船舶によつて当該母船式漁業の漁獲物又はその製品を輸送する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

（漁獲成績報告書等の提出）

第二十八条　指定漁業者は、指定漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書又は事業成績報告書を同表に定める提出期限までに農林水産大臣に提出しなければならない。

指定漁業の名称	報告書の種類	提出期限
沖合底びき網漁業 以西底びき網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後すみやかに
大中型まき網漁業	東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線、東経百七十九度五十九分四十三秒以東の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。）において操業する場合にあつては、各週（日曜日から土曜日までの七日をいう。）ごとの漁獲成績報告書	当該各週の翌週の月曜日まで
	その他の場合にあつては、毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで